

令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱

砥部町告示第138号

令和6年4月26日

(趣旨)

第1条 この告示は、コミュニティの健全な発展を図るため、一般財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）が宝くじの社会貢献広報事業として実施するコミュニティ助成事業助成金を財源として、町長がコミュニティ活動に必要な施設又は設備を整備するコミュニティ組織に対し、予算の範囲内で砥部町一般コミュニティ助成事業助成金（以下「助成金」という。）を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く。）の整備に関する事業とする。

2 前項の事業は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
- (2) 国の補助金を充当していないもの
- (3) 令和6年4月1日以降に開始し、令和7年3月31日までに完了するもの
- (4) 原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備の整備でないもの

(助成対象団体)

第3条 助成の対象となる団体は、前条第1項に掲げる事業を実施するもので、砥部町区長設置条例（平成17年砥部町条例第9号）第2条に定める行政区及び地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体とする。

(助成の要件)

第4条 助成の要件は、事業実施主体1団体あたり1件とする。

(助成金)

第5条 助成金は、1件につき100万円以上250万円以内で10万円単位（10万円未満を切り捨て）とする。

(助成対象経費)

第6条 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合は、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

2 次のものは、助成対象外の経費とする。

- (1) 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用
- (2) ソフト事業における事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費

(宝くじの社会貢献広報)

第7条 本事業が、宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業

で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

(助成の申請手続)

第8条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成事業者」という。）は、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業助成申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

(助成の決定)

第9条 町長は、前条の助成申請書を受理した後、内容を確認し、助成を決定した場合は、その旨を令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業交付決定通知書（様式第2号）により、助成事業者へ通知するものとする。

(事業内容の変更)

第10条 助成事業者は、前条の規定により助成の決定を受けた事業について、その内容に変更が生じる場合は、速やかにその理由を付し、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業変更申請書（様式第3号）を町長に提出し、事業実施前にその承認を受けるものとする。

2 町長は、前項に規定する変更を承認した場合は、その旨を助成事業者へ通知するものとする。

(助成事業の中止及び廃止)

第11条 助成事業者は、助成事業が期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、あらかじめ令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 助成事業者は、町長から助成事業の遂行の状況に関する報告を求められた場合は、速やかに町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 助成事業者は、助成事業が完了した場合は、速やかに令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(助成金額の確定)

第14条 町長は、前条の実績報告書を受理した場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは助成金の額を確定し、その旨を令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業確定通知書（様式第6号）により、助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第15条 助成事業者は、前条の規定により助成金を確定した旨の通知書を受け取った場合は、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業精算払請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 町長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の概算払)

第 17 条 町長は前 2 条の規定にかかわらず、助成事業の実施上必要と認めたときは、助成金の一部又は全部を概算払することができる。

2 助成事業者は、概算払を受けようとするときは、令和 6 年度砥部町一般コミュニティ助成事業概算払請求書（様式第 8 号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（関係書類の保管）

第 18 条 助成事業者は、助成事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を助成事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

（その他）

第 19 条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

令和 年 月 日

砥部町長 様

助成事業者

令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業助成申請書

下記のとおり、標記に関する事業を行いたいので、助成されるよう申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画の内容
- 3 助成を必要とする理由

4 助成申請額

事業費総額	助成申請額
円	円

- 5 「表示に関する基本デザイン」の表示方法
(場所・大きさ・材質・材質等具体的に)
- 6 事業の実施期間
令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 7 添付資料
 - ・自治会規約
 - ・事業計画及び予算書
 - ・見積書
 - ・事業内容が分かる資料（カタログなど）

様式第2号（第9条関係）

砥部町指令 6 地第 号
令和 年 月 日

様

砥部町長



令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業交付決定通知書

令和 年 月 日付けをもって助成申請のあった事業について、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱第9条の規定により、次のとおり交付します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 助成金の額 金 円
- 3 条 件
- (1) 助成金の交付対象となる事業内容は、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業助成申請書記載のとおりとする。
- (2) この助成金は、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

様式第3号（第10条関係）

令和 年 月 日

砥部町長

様

助成事業者

令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業変更申請書

令和 年 月 日付け、 第 号をもって交付決定通知のあった事業を、下記のとおり変更したいので、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱第10条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

変更内容	変更前	変更後

様式第4号 (第11条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

助成事業者

令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け、 第 号をもって交付決定通知のあった事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱第11条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業中止（廃止）の理由

2 事業中止期間（廃止の時期）

※ 事業の中止または廃止の理由等が分かる資料を添付すること。

様式第5号 (第13条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

助成事業者

令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実績報告書

令和 年 月 日付け、 第 号をもって交付決定通知のあった事業の実績について、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- ## 1 事業の実施状況（事業内容、構造、数量、時期等）

- ## 2 事業費支出状況（事業費内訳、財源内訳等）

- 3 添付資料
- ・支払関連資料（領収書等）
 - ・管理運営規定及び備品台帳
 - ・カラー写真

様式第 6 号（第 14 条関係）

令和 年 第 号
月 日

様

砥部町長 印

令和 6 年度砥部町一般コミュニティ助成事業確定通知書

令和 年 月 日付けをもって提出のあった令和 6 年度砥部町一般コミュニティ助成事業実績報告書に基づき、助成金の額を金 円に
確定したので、令和 6 年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱第 14 条の規定
により通知します。

様式第7号 (第15条関係)

令和 年 月 日

砥部町長 様

助成事業者 (印)

令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業精算払請求書

令和 年 月 日付け、 第 号をもって確定通知のあった助成金について、令和6年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

内 訳	助成金確定通知額	金	円
	概算払受領済額	金	円
	今回請求額	金	円

.....

振込先の金融機関名等

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名 支所名	支店 支所
口座種別	口 座 番 号	フリガナ	
1 普通 2 当座		口座名義	

様式第 8 号（第 17 条関係）

令和 年 月 日

砥部町長 様

助成事業者 ⑩

令和 6 年度砥部町一般コミュニティ助成事業概算払請求書

令和 年 月 日付け、 第 号をもって交付決定通知のあった助成金について、令和 6 年度砥部町一般コミュニティ助成事業実施要綱第 17 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

1	内 訳	助成金交付通知額	金	円
		概算払受領済額	金	円
		今回請求額	金	円
		残 額	金	円

2 概算払を必要とする理由

.....

振込先の金融機関名等

金融機関名	銀行 金庫 農協	支店名 支所名	支店 支所
口座種別	口 座 番 号	フリガナ	
1 普通 2 当座		口座名義	